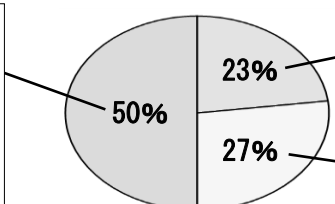


厚生委員会陳情説明資料

令和 7 年 7 月 4 日

件 名	頁
1 5 受理番号 8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と 介護従事者の待遇改善を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 5 受理番号 4 9 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情・・・・・・・・・・	8

(福 祉 部)

件 名	5 受理番号 8 介護保険料負担を減らす「介護保険料負担軽減給付金」制度の創設と介護従事者の待遇改善を求める陳情																																								
所属部課	福祉部 高齢者施策推進室 医療介護連携課、介護保険課																																								
陳情の要旨	1 足立区の単独事業として、住民税非課税者に月 2, 0 0 0 円、その他の人に月 1, 0 0 0 円の「介護保険料負担軽減給付金」支給制度の創設を求めます。 2 介護職員初任者研修、介護職員実務者研修などの資格取得・講習参加にあたり、受講中の賃金を足立区が保障する制度を実現してください。 3 足立区内の介護事業者が介護職員の確保・増員をはかれるよう、給与の上乗せ策を含め待遇改善のための取り組みをおこなうことを求めます。																																								
陳情者等	請願文書表のとおり																																								
内容及び経過	1 現在の「介護保険料負担軽減」策 (1) 介護保険料基準額及び介護給付費 介護保険制度は、基本的に公費（国・都・区）50％と保険料50％（65歳以上の第1号被保険者・40～64歳の第2号被保険者）で成り立っている。 (参考) 全国標準の保険給付費の財源割合（在宅の場合） 公 費 《給付費負担金》 国 25% 都 12.5% 区 12.5%  65歳以上の方の保険料 40～64歳の方の保険料 介護保険料は、3年間の計画期間における被保険者数や、介護給付費等の見込等を基に算定している。 《介護保険料基準額及び介護給付費の推移》 <table><tr><th>期</th><th>期間</th><th>保険料基準額 (月額)</th><th>介護給付費 (各期最終年度末)</th></tr><tr><td>第1期</td><td>平成12年度 ～14年度</td><td>3,217 円</td><td>19,814,281 千円</td></tr><tr><td>第2期</td><td>～平成17年度</td><td>3,217 円</td><td>26,615,885 千円</td></tr><tr><td>第3期</td><td>～平成20年度</td><td>4,380 円</td><td>29,428,137 千円</td></tr><tr><td>第4期</td><td>～平成23年度</td><td>4,380 円</td><td>36,506,674 千円</td></tr><tr><td>第5期</td><td>～平成26年度</td><td>5,570 円</td><td>44,527,403 千円</td></tr><tr><td>第6期</td><td>～平成29年度</td><td>6,180 円</td><td>49,332,802 千円 <50,614,994 千円></td></tr><tr><td>第7期</td><td>～令和 2 年度</td><td>6,580 円</td><td>54,839,199 千円 <56,122,720 千円></td></tr><tr><td>第8期</td><td>～令和 5 年度</td><td>6,760 円</td><td>59,801,259 千円 <61,207,685 千円></td></tr><tr><td>第9期</td><td>～令和 8 年度</td><td>6,750 円</td><td>69,122,126 千円【推計】 <70,717,072 千円></td></tr></table> ※ 介護給付費の < > 内は総合事業費を含めた額	期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)	第1期	平成12年度 ～14年度	3,217 円	19,814,281 千円	第2期	～平成17年度	3,217 円	26,615,885 千円	第3期	～平成20年度	4,380 円	29,428,137 千円	第4期	～平成23年度	4,380 円	36,506,674 千円	第5期	～平成26年度	5,570 円	44,527,403 千円	第6期	～平成29年度	6,180 円	49,332,802 千円 <50,614,994 千円>	第7期	～令和 2 年度	6,580 円	54,839,199 千円 <56,122,720 千円>	第8期	～令和 5 年度	6,760 円	59,801,259 千円 <61,207,685 千円>	第9期	～令和 8 年度	6,750 円	69,122,126 千円【推計】 <70,717,072 千円>
期	期間	保険料基準額 (月額)	介護給付費 (各期最終年度末)																																						
第1期	平成12年度 ～14年度	3,217 円	19,814,281 千円																																						
第2期	～平成17年度	3,217 円	26,615,885 千円																																						
第3期	～平成20年度	4,380 円	29,428,137 千円																																						
第4期	～平成23年度	4,380 円	36,506,674 千円																																						
第5期	～平成26年度	5,570 円	44,527,403 千円																																						
第6期	～平成29年度	6,180 円	49,332,802 千円 <50,614,994 千円>																																						
第7期	～令和 2 年度	6,580 円	54,839,199 千円 <56,122,720 千円>																																						
第8期	～令和 5 年度	6,760 円	59,801,259 千円 <61,207,685 千円>																																						
第9期	～令和 8 年度	6,750 円	69,122,126 千円【推計】 <70,717,072 千円>																																						

(2) 現在の介護保険料の上昇抑制及び軽減策

ア 段階区分の多段階化

第9期の所得段階を多段階化するとともに、最高段階の保険料率を引き上げることで、介護保険料基準額の上昇を抑制した。

項目	第8期	第9期
所得段階	17段階	19段階
最高段階の保険料率	基準額の4.5倍	基準額の6.5倍

イ 生活困難者対策

区独自の取り組みとして、第3・第2段階の被保険者は、所得や預貯金などの状況に応じて、介護保険料を軽減している。

区分	基準
第3段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下
第3段階 C階層	単身世帯の場合 収入・預貯金が共に80万9千円以下
第2段階 B階層	単身世帯の場合 収入が150万円以下、預貯金が350万円以下

ウ 公費投入による低所得者への軽減（平成27年度から）

低所得の高齢者には、区一般会計を含む公費を投入し介護保険料を軽減している。

第1段階	0.5 ⇒ 0.45
------	------------

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

エ 介護保険料の軽減制度の対象範囲拡大

令和元年度以降、社会保障・税一体改革による社会保障の充実を目的とした消費税率引き上げに伴い、第1から第3段階までの被保険者に上記ウと同様に公費を投入し、段階的に軽減の強化を図っている。

	平成30年度	令和元年度	令和2～5年度	令和6年度～
第3段階	0.75	0.725	0.7	0.685
第2段階	0.65	0.575	0.5	0.485
第1段階	0.45	0.375	0.3	0.285

※ 数値は、保険料基準額（第5段階）を1としたときの割合

オ 東日本大震災に係る介護保険料の減免

東日本大震災により被災し、区内に避難している被保険者が、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免対象としている。

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
減免人数	１２人	１１人	９人
減免金額	６８４千円	４９０千円	５２４千円

なお、能登半島地震やその他災害による被災者については、介護保険条例に基づき、個別状況に応じて保険料の減免等を実施している。

２３区で、「介護保険料負担軽減給付金」の支給を行っている区はない。

２ 現在の介護職員研修の受講費用の助成

（１）受講費用助成状況について

介護従事者の資格取得等を支援する介護事業者に対して必要経費を助成することにより、区内の介護従事者の人材確保・定着を図ることを目的に実施している。

令和６年度は、主任介護支援専門員更新研修、介護予防運動指導員、認知症ケア指導管理士など助成対象研修を追加、令和７年度は、助成対象事業所に地域包括支援センターを追加した。

項目	助成額上限	令和５年度	令和６年度
初任者研修（人）（※１）	７万円	７５人	７４人
実務者研修（人）（※２）	１０万円	１０３人	１００人
介護支援専門員取得	１０万円	—	２１人
介護支援専門員更新	１０万円	—	７７人
その他研修	５万円	—	２８人

※１ 初任者研修とは、介護の基礎から応用を学ぶ入門的な研修

※２ 実務者研修とは、介護福祉士の資格取得に向け、専門的知識や実践的な介護技術を学ぶ研修

（２）研修中の賃金保障について

研修受講中の介護職員への賃金保障については、法人及び会社が各就業規則などにより判断している。

平成３１年度から令和３年度に助成を受けた７２事業所を対象に、研修期間中の賃金に関する実態調査を令和３年度に実施し、４２事業所から以下の通り回答があった。

項目	賃金あり	賃金なし	無回答	賃金ありの事業所の割合
初任者研修	20 事業所	20 事業所	2 事業所	47.6%
実務者研修	18 事業所	16 事業所	5 事業所	46.2%

3 現在の介護職員の待遇改善策

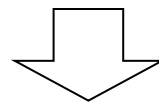
(1) 介護職員等処遇改善加算【令和6年度】

令和6年6月に、既存の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を一本化し、新たに「介護職員等処遇改善加算」が創設された。またその際、加算率の引き上げも行われた。

【令和6年5月まで】

(表1)

加算名	対象	加算率（訪問介護の場合）	
介護職員 処遇改善加算	介護職員のみ	13.7%～5.5%	3段階
介護職員等 特定処遇改善加算	介護職員以外の 職員に配分可	6.3%・4.2%	2段階
介護職員等ベース アップ等支援加算		2.4%	



【令和6年6月以降】

(表2)

加算名	対象	加算率（訪問介護の場合）	
介護職員等 処遇改善加算	介護職員以外の 職員に配分可	24.5%～14.5%	4段階

※ 加算率はサービス種別や事業所の環境（キャリアパス要件等）により異なる。

(2) 介護職員処遇改善支援補助金【令和6年度】

国は、令和6年2月から5月の間、介護職員を対象に、賃金を月額6,000円引き上げるための補助金を介護事業所に支給することとした。令和6年6月以降は、新たに創設される「介護職員等処遇改善加算」として加算率に上乗せされて実施された。

(3) 介護職員宿舍借り上げ支援事業

区及び東京都では、介護人材の確保・定着、介護職員の災害対応要員の確保を目的に、介護職員宿舍借り上げ支援事業を実施している。

ア 対象事業所

	対 象 事 業 所	助成戸数	助成期間
足立区	地域密着型サービス事業所 169 事業所	最大 4 戸	最大 4 年間
東京都	地域密着型以外の介護サービス事業所 区内 676 事業所(※)	最大 20 戸	

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与販売は、都・区ともに対象外

イ 補助金額

条 件	補 助 金 額 等
福祉避難所に指定	借り上げ経費の 7 / 8
災害時協定を区と締結	月額 71,000 円 (上限)
条件なし	借り上げ経費の 1 / 2
	月額 41,000 円 (上限)

ウ 助成実績（東京都の実績は、足立区内の施設だけのもの）

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
足立区	0 施設 0 戸	2 施設 4 戸	3 施設 9 戸
東京都	20 施設 112 戸	29 施設 169 戸	28 施設 276 戸

エ 令和 6 年度の動き

法人が宿舎を借り上げることは負担が大きく、申請件数が伸びない状況から、区においては令和 6 年度で新規受付を停止し、令和 7 年度から新たな支援として福祉サービス事業所職員家賃支援事業を開始した。

(4) 福祉サービス事業所職員家賃支援事業【区】

区内の介護サービス事業者及び障がい福祉サービス等事業所に所属する職員の家賃費用の一部を補助する事業を令和 7 年 4 月から開始した。

ア 対象者

申請年度において満 34 歳以下の常勤職員（事務職員も含む）

イ 支給額

一人あたり月額上限 3 万円（本人負担月額の 2 分の 1）

ウ 期間

最大 5 年間

(5) 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業【東京都】

令和 6 年 4 月から東京都は、介護職の給与水準が低いことや、居住費が高額な都の実情を踏まえ、介護職員、ケアマネジャーを対象に、月額 1 万円または 2 万円を支給する。

ア 対象要件

法人において居住支援手当を新たに設けた場合（持ち家や世帯主以外も対象）

	イ 対象者 常勤及び非常勤職員（実働週 20 時間以上） ウ 支給額 月額 1 万円（同一法人内で勤続期間が 5 年未満の介護職員は 1 万円加算） エ 期間 介護報酬の見直しが国により講じられるまで当面の間
--	---

件 名	5 受理番号 4 9 別居・離婚後の親子を支援する公的サポートを求める陳情
所管部課名	福祉部 親子支援課
陳情の要旨	1 来春に予定されている家族法改正を視野に他自治体の取り組みも参考にしつつ、公的支援・相談体制の充実に向け、調査研究に着手すること。 2 足立区において、兵庫県明石市などの先進取り組みを参考に、別居・離婚後の親子交流、養育費確保などに対する公的支援体制・相談体制の実施充実を図ること。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 家族法について 家族法とは、民法第 7 2 5 条以降にある第 4 編「親族編」と第 5 編「相続編」を合わせた部分を指す学問や研究上の用語であり、家族や離婚、親子関係や相続について規定された部分をいう。 2 法改正の概要 (1) 背景・課題 ア 父母の離婚が子の養育に与える深刻な影響、子の養育の在り方の多様化 イ 現状では養育費・親子交流は取り決め率、履行率ともに低調 ウ 離婚後も、父母双方が適切な形で子を養育する責任を果たすことが必要 (2) 検討の経過 ア 令和 3 年 2 月 法務大臣から法制審議会へ諮問 イ 令和 6 年 2 月 法制審議会から法務大臣に答申 ウ 令和 6 年 3 月 法律案閣議決定 エ 令和 6 年 5 月 成立・公布（公布から 2 年以内に施行予定） (3) 改正の主な内容 ア 親の責務に関するルールの明確化 ① 父母が、親権や婚姻関係の有無に関わらず、子を養育する責務を負うこと等の明確化 イ 親権に関するルールの見直し ① 父母の離婚後の親権者の定め選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることが可能 ② 父母双方が親権者である場合の親権の行使方法のルールの明確化 ③ 父母の離婚後の子どもの監護に関するルールの明確化 ウ 養育費の支払確保に向けた見直し ① 養育費の取決めに基づく民事執行が容易になることによる取決めの実行性向上 ② 法定養育費請求権の新設

- ③ 養育費に関する裁判手続きの利便性向上
- エ 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直し
 - ① 家庭裁判所の手続き中に親子交流を試行的に行うことに関する制度の設置
 - ② 婚姻中の父母が別居している場面の親子交流のルールが明確化
 - ③ 父母以外の親族（祖父母等）と子どもとの交流に関するルールの設置
- オ 財産分与に関するルールの見直し
 - ① 財産分与の請求期間が2年から5年に伸長
 - ② 財産分与において考慮すべき要素の明確化
 - ③ 財産分与に関する裁判手続の利便性向上
- カ 養子縁組に関するルールの見直し
 - ① 養子縁組がされた後に、誰が親権者になるかの明確化
 - ② 養子縁組についての父母の意見対立を調整する裁判手続きの新設

3 足立区の取り組み状況

(1) 相談支援

- ア 平成28年度より、ひとり親からの相談窓口として、親子支援課に「豆の木相談室」を設置。同時に別居・離婚後の親子交流、養育費確保等に対する相談支援を開始
- イ 離婚前後の法律相談先として、東京都より委託を受けている「東京都ひとり親家庭支援センターはあと」を案内。パンフレット及びリーフレットも常設
- ウ リーフレット「養育費を確実に受け取るためにすべきこと」を区独自で作成・配布

(2) 養育費補助事業（令和3年度開始）

- ア 養育費に関する公正証書等作成促進補助金事業
養育費の取決めをするための公正証書作成手数料や調停等に要する収入印紙や切手代等を補助（上限5万円）
- イ 養育費保証契約促進補助金事業
民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料を補助（上限5万円）
- ウ 補助件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公正証書等作成促進補助金	37件	43件	52件
養育費保証契約促進補助金	0件	1件	0件

(3) 養育費や親子交流等に関するセミナーの開催

- 離婚前後の親支援として、こども家庭庁より委託を受けている「養育費等相談支援センター」から派遣される相談員（元家庭裁判所調査官）

	を講師にむかえ、養育費や親子交流、財産分与、婚姻費用の分担請求等の離婚に関する法的知識についてのセミナーを令和5年度より開催（令和6年度実績：開催数1回、参加人数7名） （4）支援制度を掲載した冊子の配布 ひとり親家庭のライフスタイル・ライフステージに応じて利用できるサービスや制度（助成や貸付、子育て、住まい、就労、相談窓口等）を一覧にまとめた冊子を隔年で作成・配布（令和7年4月下旬に児童育成手当受給者へ郵送） 4 国の動向 （1）会議体による検討 ア 「父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議（幹事会）」 ① 第1回 令和6年10月 4日 ② 第2回 令和7年 1月21日 ③ 第3回 令和7年 4月22日 イ 「養育費に関する法務省令の制定に向けた検討会」 ① 第1回 令和6年11月22日 ② 第2回 令和7年 1月31日 ③ 第3回 令和7年 3月28日 （2）広報・周知 ア パンフレット「父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました」（令和6年12月更新） イ 動画「離婚後の子の養育に関する民法等の改正について～親権・養育費・親子交流などについてのルールが変わります！～」 （令和7年1月更新）
--	---